



宮 崎 県 公 報

令和4年8月25日(木曜日) 第334号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障がい福祉課) 1
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更……………(“ ”) 1
- 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定の辞退……………(“ ”) 1
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定の辞退……………(“ ”) 1
- 民有林の保安林の指定……………(自然環境課) 2
- 民有林の保安林の指定の解除予定……………(“ ”) 2
- 保安林の指定予定の通知の宛先人不明について(“ ”) 2
- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意(5件)……………(水産政策課) 2
- 道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 3

頁

公 告

- 道路の供用の開始(2件)……………(道路保全課) 4
- 道路の占用を制限する区域の指定……………(“ ”) 4
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定……………(建築住宅課) 4
- 歳入の徴収又は収納の事務の委託……………(教育庁) 4
- 公文書開示等の状況……………(総務課) 5
- 個人情報保護制度の運用状況……………(“ ”) 6
- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見……………(商工政策課) 8
- 県営土地改良事業に係る換地処分……………(農村整備課) 8
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 8
- 入札公告……………8
- 落札者等の公告(2件)……………9
- 病院局企業管理規程
- 病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程……………9
- 公安委員会公告
- 警備員指導教育責任者講習の実施について……………10

告 示

宮崎県告示第 534号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和4年8月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
訪問看護ステーションすずり	宮崎市	訪問看護	令和4年8月1日
訪問看護ステーションHope	宮崎市	訪問看護	令和4年8月1日
在宅看護センターReir Miyazaki	宮崎市	訪問看護	令和4年8月1日
訪問看護ステーションLife	木城町	訪問看護	令和4年8月1日

宮崎県告示第 535号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和4年8月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
訪問看護ステーションコルディアール宮崎	宮崎市	宮崎市柳丸町86番地	宮崎市柳丸町121番地3パストラル柳丸I101号室	令和4年7月1日

宮崎県告示第 536号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第65条の規定により、育成医療及び更生医療を行う次の指定自立支援医療機関は、その指定を辞退した。

令和4年8月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	辞 退 年月日
日向北町薬局	日向市	薬局	令和4年7月31日

宮崎県告示第 537号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第65条の規定により、精神通院医療を行う次の指定自立支援医療機関は、その指定を辞退した。

令和4年8月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	辞 退 年月日
日向北町薬局	日向市	薬局	令和 4 年 7 月 31 日

宮崎県告示第 538号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 4 年 8 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字吉野方字後ノ尾6132-イの 1、6132-イの 2、6133、6134
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 539号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する予定である。

令和 4 年 8 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷黒木字玉カッラ1707-80
- 2 民有林の保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

宮崎県告示第 540号

保安林の指定予定（令和 4 年宮崎県告示第 324号）に係る保安林予定森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定予定の通知の内容を、当該保安林の属する日南市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 4 年 8 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
日南市役所
宮本益子
- 2 通知の要旨
 - (1) 保安林として指定する予定であること。
 - (2) 指定に係る保安林予定森林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については令和 4 年宮崎県告示第 324号によること。

宮崎県告示第 541号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和 4 年 8 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和 4 年 6 月 24 日
発起人の住所及び氏名	宮崎市 赤江第一漁業生産組合 組合長理事 松岡 勝志 宮崎市 木花漁業生産組合 組合長理事 山路 文雄
加入区 の 名 称	中部加入区
区 域	檜浜漁業協同組合の地区及び宮崎漁業協同組合の地区
区 分	機船船びき網漁業及び小型まぐろ漁業

宮崎県告示第 542号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和 4 年 8 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和 4 年 7 月 13 日
発起人の住所及び氏名	延岡市 浅井 良賢 延岡市 砂田 隆博
加入区 の 名 称	延岡市第一加入区
区 域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧延岡東漁業協同組合の地区
区 分	総トン数10トン未満の漁船を使用して漁業を行うもの、大型定置漁業及び小型定置漁業

宮崎県告示第 543号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）

第 108 条第 5 項において準用する法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和 4 年 8 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和 4 年 7 月 28 日
発起人の住所及び氏名	延岡市 木津 扶喜雄 延岡市 宇和 繁
加入区 の 名 称	島浦町加入区
区 域	島浦町漁業協同組合の地区
区 分	総トン数20トン未満の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの、中型まき網漁業及び大型定置漁業

宮崎県告示第 544号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108 条第 5 項において準用する法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和 4 年 8 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和 4 年 7 月 28 日
発起人の住所及び氏名	日南市 有限会社 東水産 代表取締役 東 修 日南市 有限会社 平原水産 代表取締役 平原 千代信
加入区 の 名 称	外浦加入区
区 域	外浦漁業協同組合の地区
区 分	総トン数10トン以上の漁船を使用して主にかつお一本釣り漁業を行うもの、総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの及び大型定置漁業

宮崎県告示第 545号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）

第 108 条第 5 項において準用する法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和 4 年 8 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和 4 年 7 月 13 日
発起人の住所及び氏名	川南町 有限会社 俵水産 代表取締役 俵 伸二 川南町 有限会社 生洋丸 代表取締役 足田 典生
加入区 の 名 称	川南町加入区
区 域	川南町漁業協同組合の地区
区 分	総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの

宮崎県告示第 546号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 8 月 25 日から同年 9 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 8 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	327号	東臼杵郡椎葉村大字松尾字小ヶ倉	旧	6.8～ 113.6	1,685 .0
			968番18地 先から同郡同村同大字	新	6.8～ 113.6	1,685 .0
			字岳ノ八重 1065番2地 先まで		9.2～ 51.8	1,106 .2

宮崎県告示第 547号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 8 月 25 日から同年 9 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 8 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
368	県道	勢田木 崎線	宮崎市大字 熊野字正蓮 寺 692番地 先から同市 同大字同字 600番地先 まで	旧	9.5～ 32.5	377.0
				新	11.7～ 32.5	377.0

宮崎県告示第 548号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年8月25日から同年9月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
316	県道	小川越 野尾線	児湯郡西米 良村大字越 野尾字窪 2 24番13地先 から同郡同 村同大字同 字 224番13 地先まで	令和4年8月25日

宮崎県告示第 549号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年8月25日から同年9月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
368	県道	勢田木 崎線	宮崎市大字 熊野字正蓮 寺 692番地 先から同市 同大字同字 600番地先 まで	令和4年8月25日

宮崎県告示第 550号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和4年8月25日から同年9月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年8月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	327号	東臼杵郡椎葉村大字松尾字小ヶ倉 968番18地先から同郡同村同大字字岳ノ八重1065番2地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和4年9月9日

宮崎県告示第 551号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和4年8月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 2022- 1	株式会社 小堀不動 産代表取 締役小堀 貴志	小林市堤字亀尾原 3120番7、3121番 4の一部、3122番 2、3122番5、31 22番6	6.20	67.96	令和4 年8月 9日
			6.10	88.61	

宮崎県告示第 552号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第1項の規定により、歳入の徴収又は収納の事務を次のとおり委託した。

令和4年8月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した徴収 又は収納事務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎県育英資金貸付 金元利償還金及びそ の遅延損害金	弁護士法人一番 町総合法律事務 所	令和4年7月13日から 令和7年3月31日まで

公 告

宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第26条の規定により、令和3年度における各実施機関の公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

令和4年8月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 公文書の開示請求の処理状況（件）

請求書 受付 件数	決定等の内訳						合計
	開示	部分 開示	不開 示	不存 在	却下	取下 げ	
4,542	4,420	153	17	103	0	93	4,786

（注1）1件の開示請求につき、当該請求の内容により複数の公文書が対象となり、それぞれの公文書について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等の内訳の合計は一致しない。

（注2）決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

2 請求者の状況（件）

区分	個人	法人その他の団体	計
県内	361	3,448	3,809
県外	453	280	733
計	814	3,728	4,542

3 公文書の開示請求に対する実施機関別の処理状況（件）

実施機関	決定 等 の 件 数	決定等の内訳					
		開 示	部 分 開 示	不 開 示	不 存 在	却 下	取 下 げ
知	総合政策部	28	12	9	0	7	0
	総務部	75	49	12	3	7	4
	福祉保健部	180	114	28	2	29	7
	環境森林部	95	64	14	2	12	3
	商工観光 労働部	24	14	7	0	3	0
	農政水産部	650	624	15	2	2	7
	県土整備部	3,173	3,087	24	3	4	55
事	関係部共管	0	0	0	0	0	0

会計管理局	1	1	0	0	0	0	0
小計	4,226	3,965	109	12	64	0	76
教育委員会	117	60	18	4	30	0	5
選挙管理委員会	6	3	2	0	1	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	1	0	0	0	1	0	0
警察本部長	210	180	22	1	6	0	1
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業 調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場 管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	77	74	0	0	1	0	2
病院事業管理者	131	120	2	0	0	0	9
地方独立行政法人	2	2	0	0	0	0	0
道路公社	16	16	0	0	0	0	0
合計	4,786	4,420	153	17	103	0	93

4 審査請求の件数

5件

5 審査請求の処理状況

審査請求の案件	実施 機 関	審 査 請 求 年 月 日	公文書開示 審 査 会			審査請求 に対する 裁決等	
			諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 の 内 容	裁 決 等 年 月 日	裁 決 等 の 内 容
教育委員会（教職員課）が行った公文書不開示決定に対する審査請求	教育 委 員 会	令 和 3 年 5 月 14 日	-	-	-	令 和 4 年 3 月 31 日	却 下

知事（環境管理課）が行った公文書部分開示決定に対する審査請求	知事	令和3年12月27日	令和4年4月19日	-	-	-	-
知事（県立みやざき学園）が行った公文書開示決定に対する審査請求	知事	令和3年12月27日				令和4年1月13日	取下げ
知事（道路建設課）が行った公文書部分開示決定及び公文書不開示決定に対する審査請求	知事	令和4年2月4日					
知事（人事課行政改革推進室）が行った公文書不開示決定に対する審査請求	知事	令和4年1月14日	令和4年4月22日	-	-	-	-

請求書受付件数	決定等の件数	決定等の内訳					
		開示	部分開示	不開示	不存在	却下	取下げ
167	170	33	124	1	7	3	2

(注1) 1件の開示請求につき、当該請求の内容により複数の保有個人情報対象となり、それぞれの保有個人情報について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等の件数は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、保有個人情報の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

イ 実施機関別の処理状況（件）

実施機関	決定等の件数	決定等の内訳					
		開示	部分開示	不開示	不存在	却下	取下げ
議 会	0	0	0	0	0	0	0
知 事	総合政策部	0	0	0	0	0	0
	総 務 部	3	0	1	0	2	0
	福祉保健部	11	3	8	0	0	0
	環境森林部	0	0	0	0	0	0
	商工観光労働部	0	0	0	0	0	0
	農政水産部	0	0	0	0	0	0
	県土整備部	18	17	1	0	0	0
	関係部共管	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0
小 計	32	20	10	0	2	0	
教 育 委 員 会	10	5	1	0	4	0	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	
人 事 委 員 会	4	4	0	0	0	0	
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	
警 察 本 部 長	119	3	109	1	1	3	
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	

6 県民情報センターの利用状況

利用者数	情報相談等	資料閲覧	資料貸出
	人 数	人 数	冊 数
1,764	1,044	328	86

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第52条の規定により、令和3年度における各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和4年8月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保有個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

ア 書面による開示請求の処理状況（件）

収用委員会	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	4	0	4	0	0	0	0
地方独立行政法人	1	1	0	0	0	0	0
合 計	170	33	124	1	7	3	2

労働委員会	0	0
収用委員会	0	0
海区漁業調整委員会	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0
公営企業管理者	1	0
病院事業管理者	7	15
地方独立行政法人	10	5
合 計	78	1,629

(2) 口頭による開示請求 (簡易開示) の実施状況 (件)

実 施 機 関		該 当 試 験 数	開 示 件 数
議 会		1	0
知 事	総合政策部	1	0
	総 務 部	5	0
	福祉保健部	8	21
	環境森林部	3	23
	商工観光労働部	7	15
	農政水産部	7	1
	県土整備部	2	0
	関係部共管	1	0
	会計管理局	1	0
	小 計	35	60
教 育 委 員 会		6	1,352
選 挙 管 理 委 員 会		1	0
人 事 委 員 会		16	197
監 査 委 員		0	0
公 安 委 員 会		0	0
警 察 本 部 長		1	0

(注) 簡易開示については、実施機関があらかじめ口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を含め、告示したものが対象となるが、現在において当該保有個人情報は、各実施機関が実施する採用試験や資格試験などの各種試験の結果のみである。

- 2 保有個人情報の訂正請求の状況 (件)
該当なし
- 3 保有個人情報の利用停止請求の状況
該当なし
- 4 審査請求の件数
2件
- 5 審査請求の処理状況

審査請求の案件	実 施 機 関	審 査 請 求 年 月 日	個 人 情 報 保 護 審 議 会			審 査 請 求 対 する 裁 決 等	
			諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 の 内 容	裁 決 等 年 月 日	裁 決 等 の 内 容
知事 (障がい福祉課) が行った保有個人情報部分開示決定に対する審査請求	知 事	令 和 3 年 5 月 19 日	令 和 3 年 6 月 11 日	令 和 3 年 10 月 19 日	実施機関の決定は妥当である。	令 和 3 年 11 月 10 日	棄 却
公安委員会 (警察本部県民広報課) が行った保有個人情報部分開示決定に対する審査請求	公 安	令 和 3 年	令 和 3 年	令 和 4 年	実施機関が不開示とした一部を開示	令 和 4 年	一 部 認 容

委員 会	9 月 30 日	12 月 15 日	5 月 11 日	すべ きで ある。	6 月 9 日
---------	-------------------	--------------------	-------------------	-----------------	------------------

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、高原町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年8月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
高原複合商業施設L a L a きりしま
西諸県郡高原町大字西麓字二本松1361番1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和4年4月20日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
令和4年8月25日から令和4年9月26日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、内山東地区川原田換地区県営土地改良事業（宮崎市、県営畑地帯総合整備事業（担い手支援型））に係る換地処分をした。

令和4年8月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和4年8月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
小林市南西方字板橋1875番の一部、1876番1、1876番2、1877番、1878番、1879番4、1879番5、1880番2、1881番1、1889番6、1889番7、水の一部、小林市細野字岡 615番6	都城市高木町4735番地1 株式会社スタイルハウス

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和4年8月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量 タブレット（モバイル）端末一式
 - (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和4年12月28日
 - (4) 契約期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで（60月）
 - (5) 納入場所 仕様書による。
 - (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
 - (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
 - (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 令和4年宮崎県告示第92号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器の者又は営業種目が電算業務の者であること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。
 - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
 - オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
 - (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を令和4年9月27日（火）までに下記5(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。
- 4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

上記3(1)アに掲げる資格を有していない者で参加を希望する者は、下記の申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間

令和4年8月25日(木)から令和4年9月9日(金)まで(土曜日及び日曜日を除くものとし、午前9時から午後5時まで)

受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985(44)2601

(2) 期間 令和4年8月25日(木)から令和4年10月3日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当

(2) 期間 令和4年8月25日(木)から令和4年10月3日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後5時まで)

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当

(2) 提出期限 令和4年10月3日(月) 午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。

8 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁 防災庁舎7階 防76号室

(2) 日時 令和4年10月4日(火) 午後2時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当

13 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the service required: Tablet (mobile) terminal: 1 unit

(2) Time limit for tender: 5:00p.m, 3, October, 2022

(3) Contact point for the notice: High school education policy division of Miyazaki Prefectural Board of Education, 1-9-10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan.
TEL: 0985-44-2601

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和4年8月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 特定役務の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 1,292台

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当
宮崎市橋通東2丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和4年7月5日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社南日本ネットワーク
宮崎市橋通東3丁目6番29号

5 落札金額

196,125,600円

6 一般競争入札の公告を行った日

令和4年5月23日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和4年8月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 落札に係る借入物品及び数量

パーソナルコンピュータ及び周辺機器一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当
宮崎市橋通東1丁目9番10号

3 落札を決定した日

令和4年7月6日

4 落札者の氏名及び住所

富士電機ITソリューション株式会社 宮崎支店
宮崎市江平西1丁目3番6号

5 落札金額

110,543,400円

6 一般競争入札の公告を行った日

令和4年5月26日

病院局企業管理規程

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和4年8月25日

宮崎県病院局企業管理規程第7号

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程

病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(企業出納員の設置)	(企業出納員の設置)
第4条 [略]	第4条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 前項に規定する企業出納員が常時保管することのできる現金の限度額は、1病院につき <u>40万円</u> とする。	5 前項に規定する企業出納員が常時保管することのできる現金の限度額は、1病院につき <u>120万円</u> とする。
6～8 [略]	6～8 [略]

附 則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第28号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和4年8月25日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
追加取得講習	4号警備業務	令和4年11月21日（月）から11月22日（火）まで	15人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者とする。

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署、又は受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
4号警備業務	令和4年10月11日（火）から10月21日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの

正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 資格者証又は講習修了証明書の写し

ウ 当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	4号警備業務	10,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。